

新型コロナウイルスの感染拡大（7）

—有価証券報告書にみる有事に備えた「あるべき情報開示」とは—

原 敬徳 Takanori Hara

リスクマネジメント事業本部

執行役員 コーポレート・リスクコンサルティング部長

首席コンサルタント

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令された2020年4月は、多くの企業が決算手続きを進めている最中であった。政府が要請した出勤者最低7割減の実現に向けて取り組む一方、決算報告や定時株主総会の実施に向けた準備も待つてはくれない。今回の“コロナショック”によって、企業による情報開示はこれまで以上に重要な意味を持つことになるだろう。

本レポートは、弊社RMレポート「新型コロナウイルスの感染拡大（6）企業経営者が抱える経営課題（Issue194）」（2020年4月27日）¹に続く形で、とくに上場企業に提出が義務づけられている有価証券報告書（事業等のリスク）に着目し、有事に備えた情報開示のあるべき姿について概観する。

1. 新型コロナウイルスによる決算対応と情報開示

4月14日、麻生太郎財務・金融相は、3月期決算企業の有価証券報告書の提出期限を、通常より3ヶ月遅い9月末まで延長すると発表した。これを受けて、東京証券取引所も、企業に対して決算発表の日程を再検討するよう促している。また、4月17日には、金融商品取引法に基づく有価証券報告書や四半期報告書等の提出期限について、企業が個別の申請を行わなくとも一律に2020年9月末まで延長する「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」²が公布された（図表1）。

図表1 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（一部抜粋）

1.改正内容

令和2年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する以下の報告書に関し、一律に令和2年9月30日まで提出期限を延長することとします（財務局長等へ個別に申請を行う必要はありません。）。

- (1) 有価証券報告書（法第24条第1項）
- (2) 四半期報告書（法第24条の4の7第1項）

¹ 損保ジャパンRMレポート, “新型コロナウイルスの感染拡大（6）企業経営者が抱える経営課題”, (Issue 194), <https://image.sompo-rc.co.jp/reports/r194.pdf>, (2020.4.22).

² 金融庁, “「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部改正について”より一部抜粋, https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417_kaiji/20200417_kaiji.html, (2020.4.22).

- (3) 半期報告書（法第 24 条の 5 第 1 項）
- (4) 親会社等状況報告書（法第 24 条の 7 第 1 項）
- (5) 外国会社報告書（法第 24 条第 10 項）

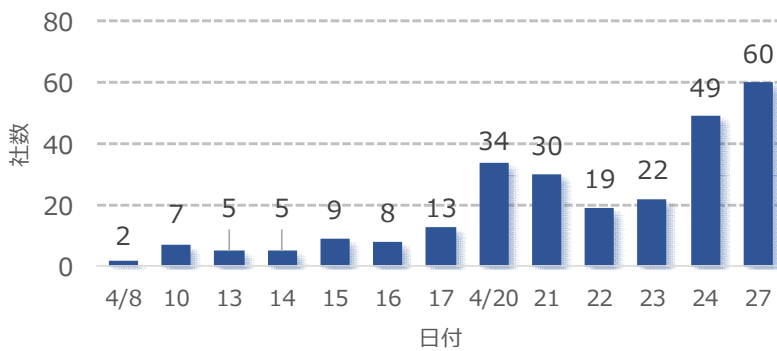
※ 上記報告書のほか、外国会社四半期報告書、外国会社半期報告書及び外国親会社等状況報告書も延長の対象となります。

2. 施行日

本件の改政府令は、本日から施行されます。

上記の通り、有価証券報告書の提出が 9 月末まで一律延長されたことを受け、決算発表を延期する企業も日々増えている（図表 2）。

図表 2 決算発表の延期を公表した企業数の推移（4 月 27 日時点）³



さらに、決算発表の延期に併せて、法務省と経済産業省からも、株主総会の開催時期に関する考え方が公表されている。その要旨は以下の通りである（図表 3）。

図表 3 「定時株主総会の開催について」（一部要約）⁴

- 定時株主総会については、決算後 3 ヶ月以内に開催する会社が多いが、会社法第 296 条第 1 項によれば、事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないものとされており、決算後 3 ヶ月以内に必ず開催しなければならない訳ではない。
- 定款所定の時期に定時株主総会を開催すべきとされている会社において、新型コロナウイルスにより、その時期に定時株主総会を開催できない場合には、当該状況が解消された後、合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りると考えられる。
- 新型コロナウイルスにより、定款で定められた定時株主総会の議決権行使の基準日から 3 ヶ月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、新たに議決権行使の基準日を定め、当該基準日の 2 週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要がある。

上場企業としては、有価証券報告書の提出期限延長のみならず、定時株主総会の日程変更についても、慎重かつ柔軟に検討する必要性が高まっている。しかしながら、多くの企業が出勤率を抑えるなかで定時株主

³ 日本取引所グループ、「適時開示情報閲覧サービス」より筆者作成, <https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/index.html>, (2020.4.27).

⁴ 法務省, “定時株主総会の開催について”, http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html, (2020.4.22).

総会の延期作業を進めるのは、決算報告の提出延期に対応する以上に難しい。各社とも、自社従業員や株主、投資家といったステークホルダーの安全に配慮しつつ、最適な方法を検討し、短期間のうちに結論を出さなければならない状況にある。

このような緊急性の高い状況下で、自社の現状を株主や投資家に理解してもらうためには、迅速な情報開示が重要になる。企業は、決算発表日の変更、新型コロナウイルスによる自社への影響と対応、そして業績予測などについて、適時かつ的確に情報を開示することが求められる。

2. 自社のリスク管理と情報開示の事例

ここからは、新型コロナウイルスなどのリスクを踏まえたうえで、有事に備えた自社の情報開示のあり方について概観する。近年の情報開示においては、従来からの財務情報に加え、非財務情報としてのコーポレート・ガバナンス、内部統制、サステナビリティなどの観点に立った迅速、的確、かつ継続的な情報開示が求められている。ステークホルダーである株主や投資家、従業員、取引先、顧客、消費者、行政、市民などから、自社の経営や事業活動の透明性を求める声が高まるなか、様々な活動状況を積極的に開示している企業が社会的な評価を得られるようになってきた。

開示の形態としては、法的に義務づけられている有価証券報告書やコーポレート・ガバナンス報告書などに加え、CSR 報告書や環境報告書、統合報告書などが挙げられる。

リスク管理の観点から見ると、自社の事業活動に影響を及ぼす可能性のあるリスクを有価証券報告書の「事業等のリスク」で開示するとともに、具体的な対応策を併せて記載する企業が増えてきた。2019年1月、「企業内容等の開示に関する内閣府令」⁵が改正されたことで、事業等のリスクを中心に、自社を取り巻く経営環境についての情報開示が加速的に進んでいる。また、上場企業に限らず、多くの企業では、自社のウェブサイトを利用して積極的に社内の取り組みを発信している。このように、自社のリスク管理に関する内容を社外へ公開することも、ステークホルダーからの評価につなげるための有効な情報開示策だといえる。

有価証券報告書の事業等のリスクをはじめ、今回の新型コロナウイルス対応に関連する情報開示について議論を進めるうえでは、(1) 平時におけるリスク対策の対応状況を説明する、(2) リスク発生時の自社の対応状況を説明する、の2つの論点が重要となる。以下、それぞれについて解説する。

2.1. 平時におけるリスク対策の対応状況

企業活動に甚大な影響を与えるリスクには、地震や台風、水害といった自然災害、新型コロナウイルスや新型インフルエンザのような感染症、為替や株価の急激な変動、政情不安などの外部環境のリスクに加えて、自社の製品・サービスに伴う事件・事故や不祥事、個人情報の漏えい、コンプライアンス違反といった内部環境のリスクが存在する。企業が情報を開示するにあたっては、それらのリスクを平時から認識し、組織的にコントロールしているかを公表することが求められている。

新型感染症対策であれば、新型感染症用の対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成、感染症の発生を想定した訓練の実施、感染症用の備蓄品の確保状況など、平時から講じている対策を公表するケースが多い。現在感染が拡大している新型コロナウイルスについては、従業員における感染予防・拡大防止策、通勤手段に関する柔軟な対応、テレワーク・在宅勤務の導入、BCPの見直し・訓練実施など、より具体的な感染

⁵ 金融庁、「「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」、<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>。(2020.4.22).

症対策への取り組みをまとめて開示することになる。

2.2. リスク発生時の自社の対応状況

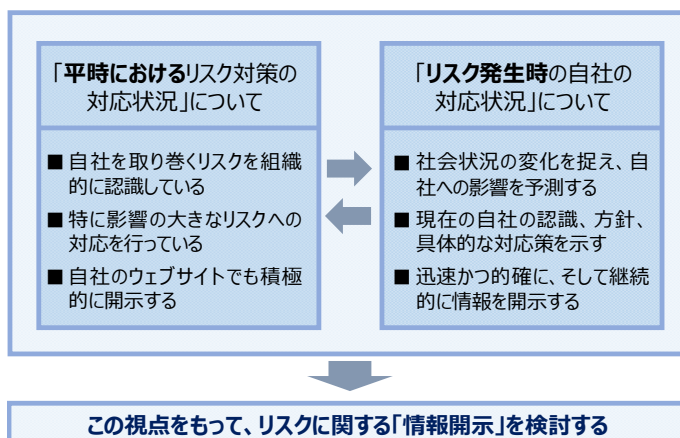
自社にとって影響が大きなリスクが発生した場合の情報開示については、迅速、的確、かつ継続的に、しかるべきタイミングで情報を開示することが必要となることはすでに述べた。そこで、本節では、現在の新型コロナウイルスによる影響を踏まえ、実際に企業が行った情報開示について、時系列に沿って具体的な対応事例を振り返ることとする。

新型コロナウイルスが中国の武漢で発生し、またたく間に拡大したのが2019年12月下旬であった。春節が始まる直前の2020年1月中旬～下旬ごろには、武漢に現地法人を持つジャスダック上場企業が、武漢工場の稼働状況について適時開示を行っている。筆者が確認できる範囲では、日系企業が新型コロナウイルスについて自社の状況を開示した最初の事例である。

その内容は主に、現地従業員に対する感染予防策の周知、従業員の感染状況、工場稼働への影響などについてであった。これに続く形で、武漢や中国の他地域に現地法人を持つ日系企業も、その状況を伝えはじめた。1月下旬には日本国内でも感染者が確認され、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言、そして日本でも「指定感染症」となったのが2月上旬である。この辺りから、適時開示として、想定される自社業績への影響を公表する企業が急激に増えている。この時点では、ほとんどの企業が、今後自社の活動が影響を受け、業績を修正する可能性があることに言及している。

2月に入り、新型コロナウイルスが世界的に拡大し、日本国内での感染者も急増すると、各社とも自社のウェブサイト上で新型コロナウイルスに対する自社への影響や取り組み状況をリリースした。その多くは、「新型コロナウイルス感染症における自社の対応について」といったタイトルで、自社の基本的な認識や今後の方針、イベントやセミナーの自粛状況、お客様や従業員への対応、自社の製品・サービスに関する具体的な影響とその対応などについて公表している。これらを要約すると、社会状況が急速に変化する予兆を的確に捉え、それが自社にどのような影響を及ぼすかを予測し、様々な媒体を使って公表するということである。それも一度のみならず、継続的に公表することで、社外の利害関係者から企業の内部状況が見えなくなる「ブラックボックス化」を避けることができた事例だと、筆者は分析している。なお、実際に自社社員が感染した場合についても、躊躇することなく、迅速かつ適切な内容をもってニュースリリースを行う企業が増えた。

図表 4 自社のリスク管理を開示する際に必要な2つの視点⁶



⁶ 筆者作成

図表 4は、自社のリスク管理に関する情報を開示する際に持つべき視点をまとめたものである。現在では、業績予想の修正にはじまり、決算発表の延期や決算報告会の中止などについて、情報開示が積極的に行われている。今後の感染状況や政府・企業の動向、自社への影響や対応状況などを見極めながら、引き続き、できる限りの情報を積極的に開示することが望まれる。これが、リスク発生時における企業としての最適な情報開示であるといえよう。

3. 見直しが進む有価証券報告書の「事業等のリスク」

ここからは、有価証券報告書における「事業等のリスク」について、その考え方や今後の見直しについて解説する。有価証券報告書の提出期限は今年9月末まで延長されたが、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（2019年1月）が改正されたことを受け、新型コロナウイルスが発生する前から、各企業とも有価証券報告書の記載内容（とくに事業等のリスク）を見直す動きが活発化しており、筆者にもそれに関する相談が多数寄せられていた。

2004年3月期の有価証券報告書から記載が義務づけられて以降、多くの上場企業では、需要やマーケットの動向、原材料価格の高騰、為替・金利等の急激な変動、製造物責任に係る損害、保有資産の価値減少、大規模な自然災害の発生などを主な事業等のリスクとして挙げてきた（図表 5）。また、ここ数年は、経営環境の変化に伴い、M&A（合併・買収）、海外での事業活動、情報漏えい・システムトラブル、コンプライアンス・内部統制の不備といったリスクも新たに加わる傾向がみられるようになった。なお、今回の新型コロナウイルスのような「新型感染症」は、多くの場合「自然災害」といった外部環境リスクに分類して記載されている。

図表 5 有価証券報告書における「事業等のリスク」の項目例⁷

外部環境	内部環境
マーケット動向	製造物責任・製品品質
原材料価格の高騰	研究開発、技術革新
為替・株価・金利の変動	設備投資
競合他社との競争	主力事業・提携・取引先関係
保有資産の価格減少	知的財産保護
大規模災害	減損会計・繰延税金資産・・・等
法令・規制の変更・・・等	M & A（合併・買収）
政変・テロ・ストライキ	海外事業活動
サイバー攻撃	コンプライアンス・内部統制の不備
天候・気象	情報漏えい・システムトラブル
新型感染症・・・等	環境規制・対応・・・等

従来から選ばれているリスク
 最近新たに選ばれるリスク

多くの事業等のリスクの記載内容について、筆者から4つの課題を指摘したい。①社会・経済、自社の事業環境が目まぐるしく変化しているなか、継続的に主要リスクを見直しているという説明が不足している。②記載されたリスクについて、自社の事業に与える影響や対応を具体的に示していない。③リスクの発生により影響を受ける可能性を示しているが、リスクの可能性の程度に触れていない。④自社の事業戦略や経営

⁷ 筆者作成

計画に関連する記述が不足している。これらの課題は、内閣府令の改正により求められることになった項目とも合致しているため、今後の見直しの際には留意する必要がある。

上記の課題を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のケースを用いて、有価証券報告書における事業等のリスクの記述内容を見直す際のポイントを解説する（図表 6）。あくまで「新型コロナウイルス」を題材としたポイントになっているが、基本的には他のリスクについても同様の考え方でよい。

図表 6 新型コロナウイルスのケースにみる「事業等のリスク」の見直すポイント⁸

- (1) 今回の新型コロナウイルスを含めた「新型感染症」を、外部環境のリスクとして新たに認識する。また、新型感染症により顕在化する従業員の健康被害や労務問題の発生については内部環境のリスクとして記載する場合もある。
- (2) 新型感染症が事業活動に及ぼす影響を、他の外部環境における自然災害リスク等と併せて、定性的（消費の落ち込み、サプライチェーンの途絶、事業継続のための従業員不足等を記載）かつ定量的（売上額の減少、棚卸資産の評価損、短期借入金の増加など、財務諸表の科目への影響等を記載）に認識する。
- (3) 上記の（2）を踏まえ、それらのリスクが顕在化する前の事前対応（災害マニュアル類の整備、教育・訓練の実施とそれらによる社内意識の醸成等）と、健在化した場合の事後対応（対策本部の設置、従業員や家族の安全を前提とした社内対応、BCP に従った必要最低限な事業の継続等）を記載する。

次に、事業等のリスクを見直す際の具体的なプロセスについて解説する。有価証券報告書の提出が9月末に延長されたとはいえ、この状況下では、抜本的に事業等のリスクを見直す時間的、物理的、または労力的な余裕はほとんどないであろう。現在作成を進めている有価証券報告書については、限られたリソースのなかで、上記ポイントなども参照しながら記載内容を拡充していただきたい。そして、新たな事業年度において、作成のプロセスを見直すとともに社内体制を構築し、余裕をもって取り組んでいただくことが望ましい。

金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集」⁹では、事業等のリスクについて、具体的な企業の記載事例を見ることができる。しかし、事業等のリスクを検討するプロセスについては言及されていない。多くの企業からいただく問い合わせは、実際に社内でもどのようなプロセスを経て事業等のリスクに関する開示情報を整えるのか、というものがほとんどである。企業がリスク管理活動を進めるうえで、リスク管理を担当する部門が、情報開示用の事業等のリスクと既存のリスク管理活動をどのように統合すればよいかを模索していることが分かる。

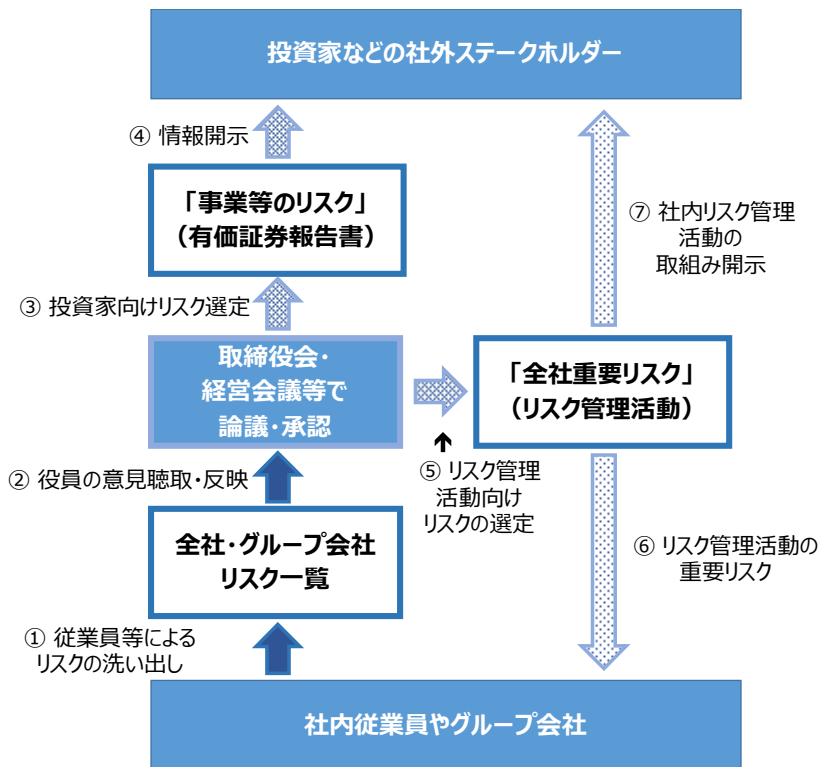
図表 7 は、有価証券報告書の事業等のリスクに関して、筆者が実際に支援している上場企業の検討プロセスを示したものである。この例では、リスク管理を担当する部門と、従来から有価証券報告書を作成する経理や経営企画部門が連携して、一連の作業を進めている。まず、すでに取り組まれているリスク管理活動において、従業員やグループ会社メンバーによって、想定される自社のリスクが洗い出される（①）。その洗い出されたリスクを一覧化し、取締役など経営層の意見を聴取し、反映する（②）。ここで、自社の経営戦略との関連性や経営者自身の思いを反映させる。そのうえで、リスク一覧を精査し、最終的には取締役会や経営

⁸ 筆者作成

⁹ 金融庁, “「記述情報の開示の好事例集」の更新について”, <https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191220.html>, (2020.4.22)

会議、または経営層によるリスク管理委員会などで承認・決定させる。その際、投資家向けの有価証券報告書に記載するリスク(③→④)、社内でリスク管理活動に落とし込む全社重要リスク(⑤)に分けて、社内外に展開することになる(⑥)。なお、社内向けのリスク管理活動についても、その取り組みを積極的に社外へ開示することが有効である(⑦)。

図表 7 「事業等のリスク」の検討・開示プロセス¹⁰



最近では、取締役会、経営会議、リスク管理委員会などで、リスクだけではなく「機会」も併せて議論するケースが増えてきた。事業等のリスクには、この機会も含めて記載するケースが増えてくると予想している。ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点からも、自社を取り巻くリスクについて議論することは、中長期的な企業価値向上に寄与することにつながるといえる。

なお、金融庁は「企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）」¹¹において、企業情報の開示に関する様々な情報（記述情報の充実）を公表している。具体的な記載内容など、実際の企業の好事例も含め確認することができるので参考にしていきたい。

おわりに

本レポートでは、新型コロナウイルスに着目し、企業として求められる情報開示について概観した。3月期決算の上場企業におかれては、今後の決算報告、定時株主総会の開催など、判断に苦慮するケースが山積していることと推察する。新型コロナウイルスと闘いながら業務を進めている従業員や関係者の安全を最大限に考慮しつつ、企業運営上の最適な判断や対応をとられることを切に願っている。

¹⁰ 筆者作成

¹¹ 金融庁, “企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）”, <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>, (2020.4.22).

執筆者紹介

原 敬徳 Takanori Hara

リスクマネジメント事業本部

執行役員 コーポレート・リスクコンサルティング部長

首席コンサルタント

専門は ERM、BCM、内部統制、コーポレート・ガバナンス

SOMPO リスクマネジメントについて

SOMPO リスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン株式会社を中核とする SOMPO ホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント(ERM)、事業継続 (BCM・BCP)、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

本レポートに関するお問い合わせ先

SOMPO リスクマネジメント株式会社

総合企画部 広報担当

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL : 03-3349-3500 (2020 年 9 月 1 日変更)